

令和2年8月24日更新

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成30年12月

内閣府男女共同参画局

1. 目標

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、国の審議会等における女性委員の割合について、次の目標を設定している。

項目	現状	成果目標（期限）
国の審議会等委員に占める女性の割合	36.7% (平成27年)	40%以上、60%以下 (平成32年)
国の審議会等専門委員等に占める女性の割合	24.8% (平成27年)	30% (平成32年)

2. 調査結果

平成30年9月30日現在の国の審議会等^{注1}における女性委員の参画状況に関する調査結果は以下のとおり（〔 〕内は、平成29年9月30日現在の数字）。

（注1）国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく国の審議会等をいう（調査時点において、停止中のもの、委員が選任されていないもの、委員任命過程にあるもの及び地方支部局に置かれているものは除く。）。

《審議会等の委員について》

- ① 国の審議会等委員1,805人のうち、女性は678人で、女性委員の占める割合は37.6%〔1,795人のうち672人、37.4%〕となり、昨年に引き続き上昇し、本調査開始以降、最高値となった(表1)。
- ② 女性委員が登用されている審議会等は全122の審議会のうち119で、全体の97.5%〔123のうち119、96.7%〕である(表1)。女性委員が登用されていない審議会は、検察官適格審査会、総合資源エネルギー調査会及び臨時水俣病認定審査会である〔検察官適格審査会、計量行政審議会、国土開発幹線自動車道建設会議及び臨時水俣病認定審査会〕。
- ③ 女性委員の割合が高い府省を順番にみると、消費者庁(51.9%)、外務省(42.9%)、総務省(41.9%)、農林水産省(40.0%)となっている(表2)。また、平成29年9月30日現在と比べて女性委員の割合が1ポイント以上増加したのは、環境省(1.1ポイント増で33.6%)である。
- ④ 委員の登用方法別に委員に占める女性の割合をみると、職務指定による委員6.8%、団体推薦による委員23.1%、これら以外の委員40.2%となっており〔職務指定6.3%、団体推薦22.8%、これら以外39.7%〕(表3)、職務指定と団体推薦による委員のうち女性が占める割合は依然低い状況にある。
- ⑤ 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等は122のうち68で、全体の55.7%である(表4)。
- ⑥ 会長が女性の審議会の数は5で、規制改革推進会議、消費者教育推進会議、恩給審査会、防衛施設中央審議会及び防衛人事審議会である〔6審議会：規制改革

推進会議、消費者教育推進会議、恩給審査会、文化審議会、獣医事審議会及び防衛人事審議会]。

《審議会等の専門委員等^{注2}について》

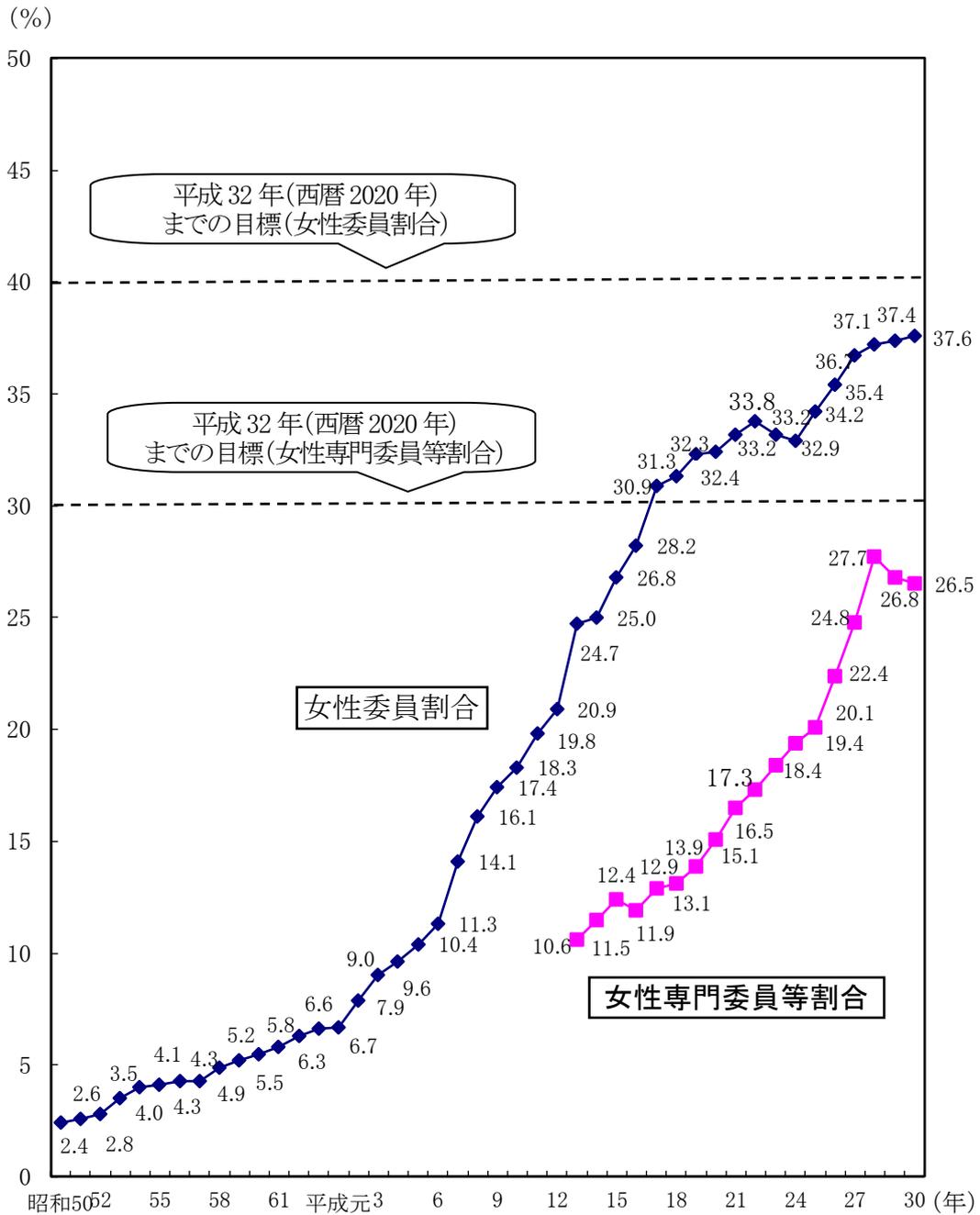
- ① 国の審議会等における専門委員等 8,100 人のうち、女性は 2,150 人で、女性委員の占める割合は 26.5%である。〔7,883 人のうち 2,111 人、26.8%〕(表 1)。
- ② 女性の専門委員等が登用されている審議会等は、専門委員等が置かれている 72 の審議会等のうち 68 で、94.4%である〔72 審議会等のうち 69、95.8%〕(表 5)。
- ③ 女性の専門委員等の割合が高い府省を順番にみると、消費者庁 (35.4%)、内閣府 (33.0%)、財務省 (31.8%)、総務省 (31.2%) となっている(表 5)。
- ③ 女性の専門委員等の占める割合が 30%以上の審議会等は 36 で、専門委員等を有する審議会等のうち 50.7%である。

(注 2) 専門委員等とは、臨時委員、特別委員及び専門委員を指し、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別の事項の調査審議が終了したときには解任されるものをいう。

表1 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移

調査時点	審議会 総数	女性委員 を含む 審議会数	女性委員 を含む 審議会の 割合(%)	委員総数 (人)	女性 委員数 (人)	女性委員 の割合 (%)	専門委員 等総数 (人)	女性の 専門委員 等数(人)	女性の 専門委員 等の割合 (%)
昭和50年1月1日	237	73	30.8	5,436	133	2.4			
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1			
60年6月1日	206	114	55.3	4,664	255	5.5			
平成2年3月31日	204	141	69.1	4,559	359	7.9			
3年3月31日	203	154	75.9	4,434	398	9.0			
4年3月31日	200	156	78.0	4,497	432	9.6			
5年3月31日	203	164	80.8	4,560	472	10.4			
6年3月31日	200	163	81.5	4,478	507	11.3			
7年9月30日	207	175	84.5	4,484	631	14.1			
8年9月30日	207	185	89.4	4,472	721	16.1			
9年9月30日	208	191	91.8	4,483	780	17.4			
10年9月30日	203	187	92.1	4,375	799	18.3			
11年9月30日	198	187	94.4	4,246	842	19.8			
12年9月30日	197	186	94.4	3,985	831	20.9			
13年9月30日	98	94	95.9	1,717	424	24.7	7,201	763	10.6
14年9月30日	100	97	97.0	1,715	429	25.0	8,114	935	11.5
15年9月30日	102	100	98.0	1,734	465	26.8	8,815	1,091	12.4
16年9月30日	103	102	99.0	1,767	499	28.2	9,885	1,180	11.9
17年9月30日	104	103	99.0	1,792	554	30.9	9,039	1,165	12.9
18年9月30日	106	105	99.1	1,804	565	31.3	9,921	1,304	13.1
19年9月30日	113	111	98.2	1,872	604	32.3	9,446	1,314	13.9
20年9月30日	111	109	98.2	1,873	607	32.4	9,706	1,461	15.1
21年9月30日	109	106	97.2	1,779	591	33.2	8,646	1,425	16.5
22年9月30日	105	102	97.1	1,708	577	33.8	8,752	1,514	17.3
23年9月30日	108	105	97.2	1,723	572	33.2	8,412	1,550	18.4
24年9月30日	109	106	97.2	1,778	585	32.9	8,100	1,571	19.4
25年9月30日	113	110	97.3	1,785	610	34.2	8,006	1,609	20.1
26年9月30日	120	118	98.3	1,854	656	35.4	8,191	1,835	22.4
27年9月30日	121	119	98.3	1,798	659	36.7	7,770	1,924	24.8
28年9月30日	123	120	97.6	1,808	671	37.1	8,299	2,295	27.7
29年9月30日	123	119	96.7	1,795	672	37.4	7,883	2,111	26.8
30年9月30日	122	119	97.5	1,805	678	37.6	8,100	2,150	26.5

図 国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



※ 平成17年9月30日以前の調査における専門委員等数には臨時委員、特別委員及び専門委員のほか試験委員が含まれている。

表2 府省別女性委員の参画状況

(平成30年9月30日現在)

府省庁	審議会数		委員数												
	女性含む	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	平成29年女性の割合(%)	職務指定			団体推薦			その他			
						総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	
内閣府	18	18	210	79	37.6	36.7	16	0	0.0	30	5	16.7	164	74	45.1
金融庁	6	6	62	23	37.1	36.5	-	-	-	6	1	16.7	56	22	39.3
消費者庁	2	2	27	14	51.9	51.9	-	-	-	-	-	-	27	14	51.9
総務省	14	14	148	62	41.9	41.8	-	-	-	5	4	80.0	143	58	40.6
法務省	6	5	64	17	26.6	26.7	16	0	0.0	12	2	16.7	36	15	41.7
外務省	1	1	7	3	42.9	42.9	-	-	-	-	-	-	7	3	42.9
財務省	4	4	98	39	39.8	39.8	8	0	0.0	-	-	-	90	39	43.3
文部科学省	10	10	231	91	39.4	38.7	-	-	-	30	5	16.7	201	86	42.8
厚生労働省	16	16	328	121	36.9	36.1	2	0	0.0	33	13	39.4	293	108	36.9
農林水産省	8	8	130	52	40.0	40.2	2	0	0.0	-	-	-	128	52	40.6
経済産業省	12	11	144	49	34.0	35.7	-	-	-	7	0	0.0	137	49	35.8
国土交通省	12	12	196	74	37.8	38.4	30	5	16.7	7	0	0.0	159	69	43.4
環境省	9	8	125	42	33.6	32.5	-	-	-	-	-	-	125	42	33.6
防衛省	4	4	35	12	34.3	37.1	-	-	-	-	-	-	35	12	34.3
合計	122	119	1,805	678	37.6	37.4	74	5	6.8	130	30	23.1	1,601	643	40.2

(参考)復興庁	1	1	15	5	33.3	33.3	3	0	0.0	-	-	-	12	5	41.7
---------	---	---	----	---	------	------	---	---	-----	---	---	---	----	---	------

※ 復興庁の復興推進委員会は、復興庁設置法に基づく組織であり、内閣府設置法第37条及び第54条並びに国家行政組織法第8条の審議会等ではないため、参考として外数で掲載している。

表3 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成30年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	職務指定、団体推薦以外
委員総数(A)	1,805人	74人	130人	1,601人
女性委員数(B)	678人	5人	30人	643人
女性割合(B/A)	37.6%	6.8%	23.1%	40.2%

表4 女性委員の割合が40%以上60%以下の審議会等

(平成30年9月30日現在)

内閣府 (11/18)	情報公開・個人情報保護審査会	獣医事審議会
民間資金等活用事業推進委員会	官民競争入札等監理委員会	農漁業保険審査会
日本医療研究開発機構審議会	法務省 (1/6)	日本農林規格調査会
食品安全委員会	中央更生保護審査会	林政審議会
子ども・子育て会議	外務省 (1/1)	水産政策審議会
公文書管理委員会	外務人事審議会	経済産業省 (6/12)
衆議院議員選挙区画定審議会	財務省 (3/4)	産業構造審議会
公益認定等委員会	関税・外国為替等審議会	消費経済審議会
再就職等監視委員会	関税等不服審査会	日本工業標準調査会
退職手当審査会	国税審議会	国立研究開発法人審議会
消費者委員会	文部科学省 (7/10)	調達価格等算定委員会
規制改革推進会議	科学技術・学術審議会	工業所有権審議会
金融庁 (2/6)	国立大学法人評価委員会	国土交通省 (7/12)
金融審議会	中央教育審議会	社会資本整備審議会
自動車損害賠償責任保険審議会	教科用図書検定調査審議会	交通政策審議会
消費者庁 (2/2)	文部科学省国立研究開発法人審議会	中央建設工事紛争審査会
消費者安全調査委員会	スポーツ審議会	土地鑑定委員会
消費者教育推進会議	文化審議会	中央建築士審査会
総務省 (11/14)	厚生労働省 (8/16)	小笠原諸島振興開発審議会
恩給審査会	社会保障審議会	国立研究開発法人審議会
地方財政審議会	労働政策審議会	環境省 (1/9)
国地方係争処理委員会	肝炎対策推進協議会	放射線審議会
電気通信紛争処理委員会	中央最低賃金審議会	防衛省 (3/4)
電波監理審議会	過労死等防止対策推進協議会	自衛隊員倫理審査会
政策評価審議会	国立研究開発法人審議会	防衛施設中央審議会
情報通信審議会	疾病・障害認定審査会	防衛調達審議会
情報通信行政・郵政行政審議会	援護審査会	計 68/ 122 (55.7%)
独立行政法人評価制度委員会	農林水産省 (5/8)	

表5 府省別女性の専門委員等の参画状況

(平成30年9月30日現在)

府省庁	専門委員等を有する審議会数		専門委員等数			
		女性含む	総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)	平成29年女性の割合(%)
内閣府	10	10	464	153	33.0	29.7
金融庁	3	1	75	5	6.7	5.6
消費者庁	1	1	65	23	35.4	35.4
総務省	9	9	369	115	31.2	30.9
法務省	1	1	79	15	19.0	23.0
外務省	0	0	0	0	-	-
財務省	3	3	85	27	31.8	32.1
文部科学省	9	9	2,328	640	27.5	27.4
厚生労働省	7	7	1,671	468	28.0	29.0
農林水産省	6	6	306	67	21.9	21.8
経済産業省	10	10	1,114	311	27.9	28.0
国土交通省	8	8	943	247	26.2	26.6
環境省	5	3	601	79	13.1	13.4
防衛省	0	0	0	0	-	-
合計	72	68	8,100	2,150	26.6	26.8

表6 委員の種類別女性の専門委員等の参画状況

(平成30年9月30日現在)

	計	臨時委員	特別委員	専門委員
専門委員等総数(A)	8,100	3,593人	690人	3,817人
女性専門委員等数	2,150	1,013人	141人	996人
女性専門委員等割合(B/A)	26.5%	28.2%	20.4%	26.1%

(注) 経済産業省の女性委員には、同一審議会内で臨時委員と専門委員を兼務している者がいるため、表5及び表6の専門委員等数には、6名の女性専門委員等の重複が含まれる。

(参考1)

重要政策会議における女性議員等の割合

重要政策会議とは、内閣府設置法第18条に基づき内閣府に設置されている5つの会議（①経済財政諮問会議、②総合科学技術・イノベーション会議、③国家戦略特別区域諮問会議、④中央防災会議、⑤男女共同参画会議）のことをいう。内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を目的とし、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長として、関係大臣と有識者から構成されている。

平成30年9月30日現在の重要政策会議における女性議員等の割合は以下のとおりとなっている。

1. 女性議員・委員の参画状況

(平成30年9月30日現在)

会議名	議員・委員数								
	(議長・会長を含む)			国務大臣等*			有識者等		
	総数 (人)	女性 (人)	割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
経済財政諮問会議	11	1	9.1	7	1	14.3	4	0	0.0
総合科学技術・イノベーション会議	15	3	20.0	8	1	12.5	7	2	28.6
国家戦略特別区域諮問会議	10	1	10.0	5	0	0.0	5	1	20.0
中央防災会議	29	3	10.3	20	2	10.0	9	1	11.1
男女共同参画会議	25	9	36.0	13	2	15.4	12	7	58.3

*内閣総理大臣又は国務大臣、関係機関（国の行政機関を含む）の長をもって充てることとされている議員・委員を指す。

2. 女性の専門委員の参画状況

(平成30年9月30日現在)

会議名	専門委員数		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の割合 (%)
経済財政諮問会議	13	1	7.7
総合科学技術・イノベーション会議	57	14	24.6
国家戦略特別区域諮問会議	0	0	0.0
中央防災会議	10	2	20.0
男女共同参画会議	18	10	55.6

(参考2)

審議会等における委員等の公募の状況について

平成12年度以降の公募状況については、食品安全委員会（内閣府所管）、食料・農業・農村政策審議会、農林物資規格調査会、林政審議会、水産政策審議会、獣医事審議会、農業資材審議会、農林水産省独立行政法人評価委員会（以上農林水産省所管）の8審議会等において実績があった。

1. 平成12年度以降の公募実績

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女性		女性	
内閣府	食品安全委員会	専門委員	若干名	40	17	4	4	H19.7.2~H19.8.10
		専門委員	若干名	47	33	4	4	H21.6.11~H21.7.10
		専門委員	若干名	26	19	2	2	H23.6.9~H23.7.8
		専門委員	2	22	15	2	2	H25.6.4~H25.7.4
		専門委員	2	38	25	2	2	H27.6.2~H27.7.3
		専門委員	2	13	6	2	2	H29.4.26~H29.5.26
農林水産省	食料・農業・農村 政策審議会	委員	3	133	28	3	1	H12.11.17~H12.12.4
		委員	4	235	60	4	2	H14.10.8~H14.11.15
		委員	3	231	63	3	1	H17.4.26~H17.6.7
		臨時委員	4	28	4	4	0	H17.6.1~H17.6.30
		委員	2	73	20	2	1	H19.5.4~H19.6.11
		委員	4名程度	83	14	4	2	H22.7.6~H22.7.30
		委員	2名程度	25	6	2	1	H25.4.17~H25.5.7
		委員	若干名	66	9	1	1	H27.4.24~H27.5.15
	農林物資規格調査 会	委員	1	42	23	1	1	H14.10.1~H14.10.31
		専門委員	1			1	1	
		専門委員	2	32	17	2	2	H16.9.27~H16.10.26
		専門委員	1	47	27	1	1	H18.10.2~H18.10.31
		委員	1	17	11	1	1	H23.5.27~H23.6.10
		委員	1	1	1	1	1	H25.5.8~H25.5.29
		委員	1	4	1	1	1	H27.5.18~H27.6.8
	林政審議会	委員	2	23	7	2	2	H18.10.25~H18.11.24
		委員	2	28	4	2	1	H20.10.20~H20.11.17
		委員	2名程度	24	5	3	2	H24.10.11~H24.10.31
		委員	2名程度	18	10	2	2	H26.11.12~H26.11.20
		委員	2	9	3	2	2	H28.11.10~H28.11.21

府省名	審議会等名	募集対象	募集 人員数	応募者数		採用者数		募集期間
					女 性		女 性	
	水産政策審議会	委員	4	74	16	4	2	H15. 2. 17～H15. 4. 11
		委員	3	14	1	3	0	H19. 4. 15～H19. 5. 18
		委員	3	17	1	3	0	H21. 4. 16～H21. 5. 15
		委員	3	7	0	3	0	H23. 4. 11～H23. 5. 10
		委員	3	24	4	3	1	H25. 4. 8～H25. 5. 7
		委員	2名程度	14	1	1	0	H27. 4. 17～H27. 5. 8
		委員	1	12	1	1	0	H29. 4. 14～H29. 5. 8
	獣医事審議会	委員及び 臨時委員	11	8	1	3	1	H22. 6. 29～H22. 7. 27
		委員及び 臨時委員	11	5	0	2	0	H24. 5. 28～H24. 6. 21
	農業資材審議会	委員、 臨時委員 及び 専門委員	11	3	2	1	0	H22. 12. 27～H23. 1. 16
		委員、 臨時委員 及び 専門委員	10	11	0	8	0	H27. 1. 5～H27. 1. 23
	農林水産省独立行 政法人評価委員会	委員	5名程度	1	0	1	0	H22. 11. 26～H22. 12. 24
		委員	4名程度	1	0	1	0	H24. 11. 12～H24. 12. 7

2. 募集方法及び選考方法

いずれの審議会等も、あるテーマに関する意見や小論文の提出を応募要件とし、府省内に設置する選考委員会等において当該意見等の内容を勘案して選考している。

(参考3)

第4次男女共同参画基本計画（抄）

平成27年12月25日
閣議決定

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<成果目標>

項目	現状	成果目標（期限）
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	36.7% （平成27年）	40%以上、60%以下 （平成32年）
審議会等専門員等	24.8% （平成27年）	30% （平成32年）

施策の基本的方向

行政分野について、30%目標に向けた取組を加速していくため、国は、「まず隗より始めよ」の観点から女性職員の採用・登用拡大に取り組むとともに、子育てや介護を担う職員を含め、男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現する。そのため、具体的な施策として、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍促進のための改革」を進め、女性のみならず全ての職員にとって活躍しやすい職場環境の実現のためのあらゆる施策を講ずる。

地方公共団体は、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活に密着した行政を担っており、従来の定型化された仕組みに対し、女性の柔軟な発想が求められていること、また、既に多くの女性の採用が進んでいることから、女性職員の活躍は、地方公共団体の経営戦略上の重要な課題となっている。加えて、地域の先頭に立って民間をリードする役割も求められている。こうした観点から、地方公共団体に対して、国と同様の取組について、それぞれの実情に即して、主体的かつ積極的に推進するよう要請する。

これらを通じ、多様な人材をいかすダイバーシティ・マネジメントを進めることにより、国民のニーズのきめ細かな把握や、新しい発想による対応を可能とすることで、政策の質と行政サービスの向上を図る。

3 行政分野

具体的施策	担当府省
ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (イ) 国の審議会等委員等における女性の参画拡大 ① 審議会等委員に占める女性の委員の参画拡大に向けて、いまだ女性の参画が進んでいない分野に重点をおいて、女性委員登用が進まない要因を分析し、その解決策を広く示す。また、各審議会の女性委員	内閣府、関係府省

<p>の人数・比率等について定期的に調査・分析・公表を行う。</p> <p>② 団体推薦による審議会等委員について、引き続き、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。</p> <p>③ 国の審議会等の女性委員等の人材に関して、個人情報の保護に配慮しつつ、引き続き情報提供を行う。</p>	<p>全府省 内閣府</p>
--	--------------------